

埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)に係る各意見等への対応の方向について

1 県民コメント

(1)実施期間 令和4年11月28日～12月27日

(2)件数 45件(11人:個人10 法人1)

【意見に対する反映状況】

| 区分 | 件数 |
|-------------------|----|
| 意見を計画に反映し案を修正したもの | 10 |
| 今後の施策の参考としていくもの等 | 35 |
| 合計 | 45 |

2 市町村意見

(1)実施期間 令和4年11月28日～12月27日

(2)件数 20件(5市町)

【意見に対する反映状況】

| 区分 | 件数 |
|-------------------|----|
| 意見を計画に反映し案を修正したもの | 10 |
| 今後の施策の参考としていくもの等 | 10 |
| 合計 | 20 |

県民コメントに対する県の考え方について(案)

| No | 頁 | 該当箇所 | 御意見・ご質問 | 県の考え方 |
|-------------|----|------|---|---|
| 1 | 全般 | 全般 | ヒートアイランド現象が起きやすく気温が33度以上となる地域があるため、対策が必要である。ビル等高層建築物の植物緑化はもちろんのこと、強い光や暑さへの対策として、窓の遮光や断熱等の取組を行うべきと考える。 | ヒートアイランド対策を施した住宅街の整備の普及啓発や、屋上緑化・壁面緑化の支援など、ヒートアイランド対策を推進します。また、中小企業が行う断熱対策や遮熱対策のための設備導入を支援し、省エネ対策とともに排熱対策を促進してまいります。 |
| 2 | 全般 | 全般 | 今回の実行計画改正版は、2050年カーボンニュートラルの目標をクリアした内容となっている。この改正版発表を機に「ゼロカーボンシティ宣言」を必ず行なうこと。 | 今回の埼玉県地球温暖化対策実行計画の改正において、達成時期を2050年としてカーボンニュートラルの実現を目指すことを掲げており、環境省が進める「ゼロカーボンシティ宣言」についても検討してまいります。 |
| 3 | 全般 | 全般 | 絵図が少ない。県民に分かりやすく示す工夫をしていただきたい。 | 計画の目標達成や目指すべき将来像の実現には、県、事業者、県民など全ての主体に計画の内容を御理解いただき、「ワンチーム埼玉」で対策を推進する必要があります。そのため、今後作成する概要版資料等に絵図を加えるなど、分かりやすい情報発信に努めてまいります。 |
| 4 | 全般 | 全般 | 脱炭素に向けたエネルギー使用や負荷の考え方と合わせて、食の分野でも環境負荷や影響の高い食物を可視化し、製造者と消費者の関係を見直す時期にきている。食の安全を保つための食品表示法や有機JASがあるが、環境への負荷も可視化されると選択の際に役立つ。 | 御意見を今後の参考にしてまいります。 |
| 5 | 全般 | 全般 | 子どもたちの食を守るために、小学校、保育園、幼稚園にオーガニック野菜を導入できる仕組みづくりを進めていただきたい。 | 一般的な小学校、保育所、幼稚園の給食では、給食の円滑な実施のために、事前に作成した献立に基づき、規格がそろった食材を大量に、安定的に調達する必要があります。また、オーガニック野菜は、価格が従来から行われている栽培方法で作られた食材よりも高い傾向があるなどの課題もあります。これらのことから、オーガニック野菜を学校等の給食に取り入れることについては、現状、運営主体である市町村や法人が有機農業の普及状況など地域の実情や給食の実施方針を踏まえて、自主的・主体的に検討されることが重要と考えます。 |
| 6 | 全般 | 全般 | 環境負荷の少ない植物性の食事の普及を進めていただきたい。 | 環境負荷の少ない食事ということについては、エコライフDAY・WEEKや教育副読本において食べ残しをしない行動の普及啓発に努めております。御意見は参考とさせていただきます。 |
| 7 8 9 | 全般 | 全般 | 家庭、個人と産業、業務では考え方や方法論が基本的に異なるため、対象別に温室効果ガスの排出量をアピールし、個別の目標値と対策を推進するべき。 ・産業業務面は、今までの施策等をより強化する ・家庭個人面は、まず実態認識と問題への気付きを優先させ、対策の習慣や文化づくりが大切。一例として「エコライフDAY」の強化が、すぐできる行動ではないか。最近の県の行動は貧弱ではないか。 | 第4章の表4-2に、2030年度の目標達成における各部門・分野別の排出量の削減見込量を記載しております。また、部門・分野別の排出量は、削減の進捗状況とともに、毎年2月頃に最新値を県のホームページで公表しております。 産業・業務部門では、既存施策の拡充を図るとともに、新規施策も追加して取り組んでまいります。家庭部門の施策であるエコライフDAYは、新たにエコライフWEEKを実施するなど、県民の地球温暖化防止への取組の更なる定着を図ってまいります。 |

| No | 頁 | 該当箇所 | 御意見・ご質問 | 県の考え方 |
|----|----------|---------|---|---|
| 10 | 4 5 | — | 国並みの対策となる改正を歓迎する。地球温暖化(気候変動)は地球という巨大システムで温室効果ガスが増加していくため長期にわたり影響が続くと予想される。未来の世代のためにも対策を強力に進めることを望む。 | 地球温暖化対策は「待ったなし」の課題です。「第4章 温室効果ガス削減目標」の「2 推進の方向性」のとおり、全ての主体と「ワンチーム埼玉」で対策を進めてまいります。 |
| 11 | 10 11 | — | 熊谷気象台は周りを人家に囲まれアメダス観測値より1℃程度高くなる傾向がある。日本の平均気温を算出する気象台も都市化の影響を受けていると思われる。 | 熊谷地方気象台の観測露場は十分に広いため、人家等が気温の観測値に与える影響は十分に小さいとみなせます。また、日本の平均気温の算出には、可能な限り都市化の影響が少ない気象台が選定され、そこで観測されたデータが使われています。これらの理由から、御指摘の気象台の観測値については、いずれも都市化の影響を極力排した値であると考えられます。 |
| 12 | 14 | — | カーボンニュートラルは排出量と吸収量が同じ。吸収量は現在と同じ。2050年の排出量を事前に明記しておくべき。このゴールが動くようではいけない。 | カーボンニュートラルに向けた吸収源対策としては、現行対策の推進に加え、CCUS等新技術の実用化・導入が期待されております。また、地方公共団体の実行計画は、国の地球温暖化対策計画に即して策定することとされており、現時点で国が示すのは、2030年度目標達成に向けた対策に留まっているため、本県の2050年の排出量目標を具体的に推計することは困難です。本県のカーボンニュートラル達成における具体的な数値目標は、これら国の動きや社会情勢を踏まえて検討を進めてまいります。 |
| 13 | 14 | CCUSの注釈 | 下線部分の追記を要望する。 Carbon dioxide Capture, Utilization or Storage の略。火力発電所や工場などからの排気ガスに含まれるCO2を分離・回収し、資源として作物生産や化学製品、 <u>e-methane等の合成燃料</u> の製造に有効利用する、または地下の安定した地層の中に貯留する技術のこと。 | 御意見を踏まえ、「合成燃料」を追記いたします。 |
| 14 | 16 | — | 目指すべき将来像「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」が実現し、人間をはじめとする生物が安全で持続可能な地球であり続けられることを希求する。県民として地球温暖化防止に微力ながら努力していきたい。 | 目指すべき将来像の実現には、県、事業者、県民など全ての主体が「ワンチーム埼玉」で対策を推進する必要があります。御協力をお願いいたします。 |
| 15 | 17 | — | 東京都のように新築住宅の一部に太陽光発電設置義務化を検討していただきたい。 | 再生可能エネルギーの活用においては、天候に左右されやすい太陽光発電だけを偏在して導入するのではなく、蓄電池や系統との連携、多様なエネルギー源の確保など、バランスがより重要です。本県の地域特性を踏まえ、安心・安全かつ実効的なエネルギー供給に繋がる施策を検討し推進してまいります。 |
| 16 | 17 | — | 耕作放棄地への設置促進策を検討していただきたい。 | 耕作放棄地は本来、農地であり、農業利用を行うことが基本となります。まずは、農地への再生を推進してまいります。なお、農地を耕作以外の目的で利用することは、法律により原則として禁止されております。太陽光発電設備を設置するには許可が必要となりますので、適正な設置について制度の周知を図ってまいります。 |
| 17 | 18 | 2(2) | 下線部分のとおり修正を要望する。 ・ <u>CO2排出を伴わない</u> カーボンニュートラルなエネルギーが広く供給され、各家庭が最適なエネルギーの選択をしています。 | 御意見を踏まえて、「再生可能エネルギーや実質的なCO2排出を伴わないエネルギー」に修正いたします。 |

| No | 頁 | 該当箇所 | 御意見・ご質問 | 県の考え方 |
|----------|----------|----------------|---|---|
| 18 | 20 | スマートメーターの注釈 | 下線部分の追記を要望する。 電力、ガス会社等の検針・料金徴収業務に必要な双方向通信機能や遠隔開閉機能を有した電子式メーター。 | 御意見のとおり追記いたします。 |
| 19 | 24 | 1(3)④ア | 下線部分の追記を要望する。 ア 需要側対策・産業部門(製造業、農業、鉱業等) コージェネレーションシステムや高効率な産業機器の導入、燃料転換等による削減効果を見込んでいます。 | 御意見のとおり追記いたします。 |
| 20 | 28 | 図4 | 緩和策の体系に記載の「非化石証書の活用による再生可能エネルギー・・・」の理解が難しいので注釈を付けるとよい。45ページに非化石証書の注釈があるが、最初の使用時点で注釈を付けた方がよい。 | 御意見をいただきましたとおり、文言が最初に記載されたページに注釈を追記いたします。 |
| 21 | 31 | 2(1)③ | 下線部分の追記を要望する。 ③県有施設における温室効果ガス排出削減対策 ・EMSの活用及びESCO事業の推進 県有施設にEMSの活用やESCOを導入し、庁舎等の建築物で使用する電気やガスなどのエネルギー使用量の削減を図ります。 | 「県有施設のエコオフィス化改修の推進」の最後に、次のとおり追記します。 県有施設の新築・改築や大規模改修時に当たり、BEMSの導入を検討します。 |
| 22 | 33 | 2(1)⑥ | 下線部分の追記を要望する。 ⑥県庁の率先行動 ・EMSの活用及びESCO事業の推進(再掲) | |
| 23 | 32 | 2(1)④ | 下線部分の追記を要望する。 ④建築物・設備の低炭素化 ・EMSの活用及びESCO事業の推進(再掲) | |
| 24 25 | 34 42 | 2(2)② 2(6)② | エコライフDAYは10年以上埼玉県で行なわれてきた貴重な活動であるが、近年は毎年同じ人が同じ項目をチェックしており、アンケートと受け取る人も多い。毎回新しい項目にチャレンジし、それを習慣化することでCO2の排出を削減できる。チャレンジへの動機付けのため名称を「エコライフチャレンジDAY」とし、チェックシートも新たな取組につながる内容にしてはどうか。 | エコライフDAYは夏と冬の年2回実施しており、その都度チェック項目の見直しを行っております。今後も社会情勢や生活様式の変化を適切に反映するよう努めてまいります。 また、令和4年度からエコライフWEEKとしてエコライフDAYを一週間継続することで、定着、習慣化を目指す取組を行っております。 |
| 26 | 35 | 2(3)① | (3)①電動車、低燃費車の普及促進 「走行時にCO2を排出しない電気自動車(EV)」とあるが、電気を使えば発電所でCO2が発生する。EVは温暖化対策にはならないため、この項目は削除すべきである。 | 国は、第6次エネルギー基本計画において、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組むとしています。また、本県においても太陽光発電等の身近で多様な再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでまいります。電動車の普及促進の取組は、これら電源の脱炭素化が同時に進むことを前提としています。 |
| 27 | 36 | 2(3)① | 公用車への電動車の率先導入 電気自動車(EV)は、電気を使えば発電所でCO2が発生するため温暖化対策にならない。加えて、計画に記載されると各市町村は贅沢なEVを購入し、公費を乱用することになるため、この項目は削除すべきである。 | 国は、第6次エネルギー基本計画において、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組むとしています。また、本県においても太陽光発電等の身近で多様な再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでまいります。電動車の普及促進は、これら電源の脱炭素化が同時に進むことを前提としています。 県では、率先行動の一環として、公用車への電動車の導入を進めてまいります。 |

| No | 頁 | 該当箇所 | 御意見・ご質問 | 県の考え方 |
|----|----|-------|---|---|
| 28 | 40 | — | ソーラーシェアリングの活用、推進 見沼たんぼは使われていない農地が目立ってきている。10年間(プラス10年)の県所有地貸出を利用した営農型太陽光発電に収益増が期待できるので、県で提案してもらいたい。 | 首都近郊に残された大規模緑地空間である見沼田圃は、農業生産の場であるとともに、美しい田園風景が憩いの場となっております。また、治水機能も大きく、下流域の洪水被害を軽減しております。 ご提案のソーラーシェアリングの活用・推進につきましては、これらの見沼田圃の多面的な機能を損なう恐れがあります。 県所有地(農地)につきましては、見沼田圃の保全・活用・創造に資するような利活用を行ってまいります。 |
| 29 | 41 | 2(6)① | 下線部分への修正を要望する。 ・「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり (略)地域の特性に応じ、太陽光発電や熱コージェネレーションシステムなどの多様な分散型エネルギーを活用し、IoTや新技術により地域における効率的なエネルギー利用を推進します。 | 御指摘のとおり修正いたします。 |
| 30 | 41 | 2(6)① | 「Next川の再生の推進(新規)」の2行目「・・・川の再生に取り組みます」の最後の句読点「。」が脱落している。 | 御指摘のとおり修正いたします。 |
| 31 | 44 | — | 再生可能エネルギーの導入は、本来県民が主体的に進めるべきである。兵庫県が実施する「再エネ発掘プロジェクト」のように、地域団体等の再エネ導入を補助や無利子貸付等により支援していただきたい。 | 公益的施設が太陽光発電設備及び蓄電システムを設置し、災害時に発電された電力を地域住民へ提供する事業に補助金を交付するなどの支援を行ってまいります。 |
| 32 | 44 | 2(7)① | 「住宅用太陽光発電の普及促進」について、太陽電池メーカー等との具体的な連携内容を盛り込んでほしい。例えば、経済的メリットやCO2削減量といった建築主が設置したくなる説明スキームを示して、これらの説明をメーカーや設置業者に求めていただきたい。また、既に太陽光発電を設置している県民に対しても体験に基づく同様の説明を求めることで、PV設置を拡大していただきたい。 | 御意見を踏まえ、「太陽電池メーカー等と連携し、安心・安全施工の取組を支援することにより、住宅用太陽光発電の更なる普及を促進します。」を「太陽電池メーカー等と連携し、安心・安全施工の取組を支援したり、維持管理等に関する県民の相談に丁寧に対応したりすることにより、住宅用太陽光発電のさらなる普及を促進します。」に修正いたします。 また、御意見も参考にさせていただきながら、太陽光発電の普及拡大に取り組んでまいります。 |
| 33 | 44 | — | PV設置を希望する人が簡単に相談できる窓口を行政内に設置して、定期的に公民館や図書館、住宅展示場へ出向き、気候危機の現状や再エネ、特にPVIについての疑問や質問に答える環境を整えていただきたい。PV設置や気候危機への関心喚起が期待できる。 | 官民で連携し、県民からのPV導入の検討などへの相談にも対応しながら、太陽光発電の普及拡大に取り組んでまいります。 |
| 34 | 44 | 2(7)① | ・住宅用太陽光発電の普及促進 「神奈川ソーラーセンター」のような、太陽光発電の設置を支援する機関をつくっていただきたい。一般県民はメーカーや業者との交渉等に不慣れで不安があるため、県が関係する機関が相談・交渉を代行する事で不安を取り除いてほしい。 | 官民で連携し、県民からのPV導入の検討などへの相談にも対応しながら、太陽光発電の普及拡大に取り組んでまいります。 |
| 35 | 44 | — | 「北九州市サステナビリティ債券(愛称:北九州市SDGs未来債)」を参考に環境債を起債し、PV設置費用に充当して設置者の負担軽減に繋げていただきたい。債券は、一般県民にとって環境配慮行動の一つとなるよう、SDGs債に応募できるようにしていただきたい。 | 本県では令和4年度からサステナビリティ債券である「埼玉県ESG債」を発行しております。地方債で調達した資金は公共施設の建設事業費等に充当することとされているため、治水・治山対策などの事業に活用し、環境問題の解決につなげてまいります。 今年度は「埼玉県ESG債」を法人向けに発行しましたが、ご意見を踏まえ、県民の方にも購入できるよう検討してまいります。 |
| 36 | 44 | — | 新築に比べ戸数(屋根の数)が多い既築住宅へのPV設置を進めていただきたい。建築士や設置工務店、PVをよく知る既設置者の連携が、設置希望者の開拓に繋がると思う。 | 官民で連携し、県民からのPV導入の検討などへの相談にも対応しながら、太陽光発電の普及拡大に取り組んでまいります。 |

| No | 頁 | 該当箇所 | 御意見・ご質問 | 県の考え方 |
|----|----|-------|--|---|
| 37 | 44 | — | 東京都の条例より対象規模をもう一步踏み込んで、新築住宅に対する太陽光発電設置を条例で義務化していただきたい。 | 再生可能エネルギーの活用においては、天候に左右されやすい太陽光発電だけを偏在して導入するのではなく、蓄電池や系統との連携、多様なエネルギー源の確保など、バランスがより重要です。本県の地域特性を踏まえ、安心・安全かつ実効的なエネルギー供給に繋がる施策を検討し推進してまいります。 |
| 38 | 44 | — | 一般県民が不安を感じる太陽光発電の「0円設置」や「PPA」の業者との調整等を県または県が関係する機関が代行することで、太陽光発電の普及を図っていただきたい。 | 官民で連携し、県民からのPV導入の検討などへの相談にも対応しながら、太陽光発電の普及拡大に取り組んでまいります。 |
| 39 | 44 | 2(7)① | ・大規模建物の新築等における太陽光発電等の導入検討 単に「導入の検討を求めます」ととどまらず、税制面での優遇など具体的なインセンティブを示すべき。 | 建物の省エネルギー、省資源・リサイクル、周辺環境への配慮や緑化対策、また、再生可能エネルギーの導入検討等により、総合的に環境に配慮した建築物については、第5章の「2 各部門・分野の緩和策」の産業・業務部門に、総合設計制度を活用した容積率の上乗せの優遇措置を記載しています。 |
| 40 | 45 | 2(7)① | ・農業用貯水池等の太陽光発電への活用 良いアイデアであり強力に進めてほしい。農業用貯水池は小さいものが多く、浮体式は難しいため、ソーラーシェアリングのような高い野立てが有効である。農協の協力も有効と考える。 | 案件毎に適切な相談等の支援を行ってまいります。 |
| 41 | 45 | — | 農地のソーラーシェアリングでは、太陽光パネル下で収穫を上げることが求められており、この収穫がネックとなって普及が阻害されている。荒廃農地(遊休農地)や耕作放棄地では収穫の規定を免除し、再び農地に戻せる状態を維持することでソーラーシェアリングを認めるよう法改正を行なうなどして普及を図っていただきたい。農協が事業主体となると効果的である。 | 令和3年3月31日付け農林水産省農村振興局長通知により、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて(平成30年5月15日付農振第78号農林水産省農村振興局長通知)が改正され、荒廃農地を再生利用する場合は、「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しないこと」の基準に代えて、「適正かつ効率的に利用されていること(農地の遊休化、捨作りをしない)」を適用することとなりました。したがって、現在は「荒廃農地では収穫の規定」はありません。また、農協が事業主体となることを一律に認めない内容の規定もありません。 |
| 42 | 47 | — | 「電気使用量に対する再エネ発電電力量の割合」の目標が低すぎるのではないかと。日本全体で2019年18%(エネ庁)と言われるなか、令和12年度(2030年)でやっと14.3%で良いのか。 | 指標「電気使用量に対する再エネ電力発電量の割合」の目標については、国のエネルギー基本計画のR12年度(2030年度)の電源構成を基に、県内の再生可能エネルギーが、国と同様に増加すると仮定して設定したものです。埼玉県では、太陽光発電以外の再生可能エネルギーポテンシャルが小さいため、国全体と比べて再エネの導入割合が低くなっていますが、本目標は国と同様に再エネを増やしていくという考え方を基に設定しており、適切な目標であると考えております。 |
| 43 | 47 | — | 電動車は普及が進んだとしても課題が残る。電動車は走行中の見かけ上のCO2排出量はゼロでも、現状の電源構成では発電所でのCO2排出が避けられない。また、EV等は製造段階でガソリン車等との比較で2倍程度のCO2が排出される。「新車販売台数における電動車の割合」に関して、LCAでの排出量削減のためには、電力の再エネ等への転換が必要であり、「再エネ比率×電動車比率」を間違えると排出量を増加させることになりかねない。バランスを考えた計算が必要である。 | 電動車の普及促進は、電源の脱炭素化が同時に進むことを前提としています。御意見を参考に、国の取組や電力排出係数の動向を注視しながら施策を進めてまいります。 |

| No | 頁 | 該当箇所 | 御意見・ご質問 | 県の考え方 |
|----|----|------|---|---|
| 44 | 47 | — | 指標の「電動車」にプラグインではないHVは含まれるか。車両モデルによっては、電力構成次第でLCAでのCO2排出量がPHVとHVでほぼ変わらないというデータがある。当面は電動車をEV、PHVのみとせず、ガソリン車等からHVへの転換も含めてはどうか。 | 指標の電動車には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、ハイブリッド自動車(HV)が含まれます。そのため、取組の対象には、ガソリン車からHVへの転換も含まれています。 |
| 45 | 47 | — | 車両が何であろうとエコドライブの必要性は変わらない。エコドライブに関して各所に記載があることは大変好ましい。 | エコドライブはCO2の排出抑制につながります。県では、エコドライブ講習会の開催やエコドライブアドバイザー制度の運用を通じ、引き続きエコドライブの普及に努めてまいります。 |

市町村意見に対する県の考え方について(案)

| No | 頁 | 該当箇所 | 御意見・ご質問 | 県の考え方 |
|----|----|-------|---|--|
| 1 | 4 | 1 | 3段目「4.8℃」は正しくは「5.7℃」ではないか。 | 御意見の「5.7℃」上昇は、2021年にIPCC第1作業部会が発表した世界平均気温の工業化前と比べた変化予測値です。本計画の当該文脈では、県内における今世紀はじめからの上昇値ですので、前提が異なります。 なお、御意見を踏まえて採用する根拠データを見直し、2022年に気象庁が発表した本県の予測値「4.3℃」に更新しました。 |
| 2 | 6 | 表1備考 | 「地球温暖化対策推進法施行令」としているが、略称を置いたのは地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)なので、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」ではないか。 また、※地球温暖化係数としているが、数字を振った用語説明とは性質が異なるのか。 | 御意見のとおり修正いたします。なお、「※地球温暖化係数」の説明は、他の注釈と同様に番号を付して欄外に記載いたします。 |
| 3 | 9 | 2(1)② | 2行目「IPCC」に注釈が付いていますが、その前に「IPCC」記載があります(①気温の推移 2段落目の2行目)ので、最初に出てくる記載に対して注釈を入れてはいかがでしょうか。 | 御意見のとおり修正いたします。 |
| 4 | 10 | 図2-5 | 「日本の日降水量100mm以上の日数の推移」について、棒グラフと文章が重なってしまっているため、位置等を調整した方が見やすいかと思えます。 | 御意見のとおり修正いたします。 |
| 5 | 18 | 2(3) | 2050年度時点で、内燃機関のある自動車走っている将来像でよいのか。 | 国の地球温暖化対策計画では、少なくとも2035年時点で内燃機関のあるPHVやHVの販売を想定しており、また、電動車の普及に係る具体的な目標が乗用車に限定されています。そのため、本県の2050年時点での将来像から内燃機関のある自動車を排除していません。 |
| 6 | 20 | 2(8) | 前出(P18)はEMSだが、ここはHEMSになっている。ともに家庭用であるので、統一すべき。 | 御意見のとおりHEMSに統一して修正いたします。 ※本文中の表記は「HEMS」とし、欄外に注釈を加えます。注釈は現行計画のP15欄外のとおり。 |
| 7 | 23 | — | 2050年までのカーボンニュートラルには、2030年までのカーボンハーフが必要だとも言われているが、50%削減については触れないのか。 | 本計画は、目標達成の手段を県民や事業者に示すことが出来る目標にすべきという考え方に基づき、削減量を積み上げて目標を設定していますが、計画の実施段階では目指すべき将来像の実現に向けてできるだけ高い削減を目指してまいります。 |
| 8 | 29 | 2(1)① | ・中小企業における省エネルギー対策の促進(拡充) 家庭用と事業所用を使い分けるならEMSは初出なので、注釈が必要ではないか。 | 御意見のとおり、EMSの注釈を加えます。 |
| 9 | 32 | 注釈 | 4ページで「地球温暖化対策推進法」と略称を置いた「地球温暖化対策の推進に関する法律」がそのまま使用されている。 | 御意見のとおり、「地球温暖化対策推進法」に記載を改めます。 |

| No | 頁 | 該当箇所 | 御意見・ご質問 | 県の考え方 |
|----|----------|-------|---|--|
| 10 | 33 | — | 県庁の率先行動 事務事業は最低でも50%削減にするべきと考える。 | 令和4年3月に改正いたしました「第3期 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の削減目標は、46%以上さらに50%削減の高みに向けて挑戦することとしています。計画を着実に推進し、できるだけ高い削減を目指してまいります。 |
| 11 | 35 | — | 現行計画では家庭部門の③住宅の低炭素化の施策として、「ゼロエネルギー住宅(ZEH)の普及促進」が掲載されていますが、改正版には特に記載がないように思われます。脱炭素化に向けて、国もZEHの普及促進が重要との施策を打ち出していますが、今後どのような方向性を考えているのでしょうか。 | 目指すべき将来像が実現された2050年の姿として、第3章の「2 各部門・分野における将来の姿」の家庭部門に、ZEHやLCCM住宅等の広い普及を記載しております。ZEHの普及促進につながる建築物や住宅の低炭素化や、再生可能エネルギーの普及拡大に係る各施策を進め、将来像の実現を目指してまいります。 |
| 12 | 35 36 | — | 現行計画では運輸部門の緩和策として「燃料電池自動車の導入促進」が掲載されていますが、改正版には特に記載がないように思われます。EV・PHVの普及推進については(拡充)の方向性が示されていますが、燃料電池自動車については、今後どのような方向性を考えているのでしょうか。 | FCVについては、引き続き、多様なエネルギー源の活用を図る観点から普及を推進してまいります。 なお、県議会における、県の最上位計画「埼玉県5か年計画」の審議で、FCVに関する記載が削除されたことから地球温暖化対策実行計画においてもFCVに関する記載を削除しております。 【参考】埼玉県5か年計画の修正(令和3年12月定例会) 埼玉県5か年計画(R4~8)議案について、以下のとおり修正案が提出され可決された。 原案「EV・PHV・FCVなど電動車の普及促進」→(修正)「EV・PHVなど電動車の普及促進」 (修正理由) 政府はEV・PHV・FCVなどを電動車として定義しているが、FCVについては、水素の製造運搬に多くのエネルギーが必要となるなどの課題があり、世界的なEVシフトの潮流を鑑みても、現段階では県としてEV・PHVと同様に普及を進めることは難しいことから、例示として特出しすべきではない。 |
| 13 | 36 | 2(3)② | ②・3つ目 「地球温暖化対策推進条例」とあるが、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」のことか。分からない。 | 「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に修正いたします。 |
| 14 | 41 | 2(6)① | 脱炭素先行地域の創出支援とありますが、具体的はどのようなことを実施していく想定ですか。 | 「市町村地球温暖化対策担当者会議」の開催等を通じ、国や県の地球温暖化対策に関する最新の動向や取組に関する情報提供や、市町村の優良な取組の共有を図るとともに、希望する市町村に専門人材を派遣するなど、市町村における地球温暖化対策の推進や脱炭素先行地域の創出を支援してまいります。 |
| 15 | 41 | 2(6)② | ・学校教育における環境学習の充実(拡充) 下から3行目「学校の教育活動全体を通じ」は、『様々な場面で積極的に』という印象を受ける文言である。実際の教育現場では、限られた授業数の中で、理科・社会等の教科を通じて環境学習を行っている。そのため、『学校の教育活動の中で』程度の文言が実情に沿ったものとする。 | 令和3年度に実施した教育副読本に係るアンケート調査によると、理科・社会の他総合や家庭の授業や、図書としての利用など、広く活用していただいているところです。 御意見を参考に、引き続き積極的な環境学習の充実に努めてまいります。 |

| No | 頁 | 該当箇所 | 御意見・ご質問 | 県の考え方 |
|----------|----|-------|---|---|
| 16 17 | 49 | 2 | 2段落目の2行目「SSP-585シナリオ」という記載は、「SSP5-8.5シナリオ」とした方が良いのでは (JCCCAウェブサイト解説(※)より) ※ https://www.jccca.org/global-warming/trend-world/ipcc6-ssp 図5-2にも「SSP1-2.6」「SSP5-8.5」の記載についても同様に「SSP1-2.6」「SSP5-8.5」とした方が 良いのでは。 | 御意見のとおり修正いたします。 |
| 18 | 50 | 3(1) | (1)農業分野の「農地・農業用施設」の被災件数133 件数を引用された資料を確認してほしい。「令和元年台風第19号 埼玉県復旧・復興に関する取 組状況について」によると「農作物約161ha、ハウス197棟」であった。 | 「農地・農業用施設」の被災件数133件につきましては、農林水産 業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定 法)に基づく「農地災害復旧事業」及び「農業用施設災害復旧事業」 の地区数を記載しており、それぞれ農地災害67件、農業用施設災 害66件です(令和2年9月30日時点)。これは、例えば土砂崩れ等 により営農に支障が生じた農地の復旧や、頭首工等の農業用施設 の破損に対する対応などの、施設に関する復旧に関する件数で す。 |
| 19 | 58 | 1(1)③ | ③市町村の温暖化対策に対する支援・協力とは、文中にある項目に対して、具体的にどのような 支援、協力が考えられますか。 | 「市町村地球温暖化対策担当者会議」の開催等を通じ、国や県の 地球温暖化対策に関する最新の動向や取組に関する情報提供 や、市町村の優良な取組の共有を図るとともに、希望する市町村に 専門人材を派遣するなど、市町村における地球温暖化対策の推進 や脱炭素先行地域の創出を支援してまいります。 |
| 20 | 64 | — | 地域脱炭素化促進施設として、太陽光のみ記載がありますが、バイオマス発電は対象としないの でしょうか。太陽光のみとしている理由は何ですか。 | 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する都道府県基準 は、再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏ま えて、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに定めることとされていま す。 県内で安全対策が不適切な事例など、太陽光発電設備の設置に 伴う乱開発事例が顕在化していること及び埼玉県の再エネポテン シャルの大部分が太陽光発電であることから、今回、太陽光発電に ついて基準を定めることとしました。 その他の施設に関する基準については、県内の施設設置状況やそ れらの施設に関する課題、促進区域設定に関する市町村の意向等 を踏まえて、引き続き検討してまいります。 |